第十七条第二項	市町村長	住所地区長
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により住所地区長を経由して個人番号カードを交付する住所地市長並びに同項の規定により通知カード及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

附則第一条中「及び第十三条」を「、第十三条」に改め、「限る。）まで」の下に「及び第二十二条（同条の表第十二条第一項の項から第十二条第三項及び附則第二条第三項の項までに係る部分を除く。）」を加える。

附則第二条第三項中「特別永住者証明書」を「特別永住者証明書」に、「第十二条第二号」を「同条第二項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百三十八号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十一条第四号並びに第二十一条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項、第九条第一項、第十二条第三項第一号及び第三号、第十三条第二項並びに第十六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十五条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第四条の見出しを「（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「規定する」の下に「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として」を加え、「取引は」を「ものは」に改め、同項第三号ロ中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同項第七号中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

第四条第二項各号列記以外の部分中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「規定する」の下に「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として」を加え、「取引は」を「ものは」に改め、同項第一号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「前項第十三号イ」を「第一項第十三号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額（第三号に掲げる取引にあっては、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃貸料の額）を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する。

一　現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの

二　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの

三　令第七条第一項第二号に定める取引

第二十八条を第三十五条とする。

第二十七条第一項中「第十八条第五項」を「第十九条第五項」に、「第十八条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「第十五条第一項又は第十八条第三項」を「第十六条第一項又は第十九条第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第一号ロ中「第十七条第一項第十一号」を「第二十条第一項第十一号」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。